

令和 5 年第 4 回小城市議会定例会提案理由

(令和 5 年 12 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 5 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本定例会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

議案第 90 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算(第 5 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 2 億 5,671 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 229 億 4,691 万 6 千円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「(新規)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業(追加支給)」につきましても、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けられている住民税非課税世帯を対象に 1 世帯 7 万円の給付金を、前回給付した 3 万円に追加して

支給をするものです。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましても、国庫支出金等を計上するものでございます。

以上、先議分の議案につきましても、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 80 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、議案第 81 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正等に伴い、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、議案第 82 号 小城市会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対しての勤勉手当の支給を規定するものでございます。

次に、議案第 83 号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、医療費の助成に関する事務等に利用する特定個人情報について、医療保険給付関係情報を加えるものでございます。

次に、議案第 84 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の免除について規定するものでございます。

次に、議案第 85 号 小城市空家等の適切な管理及び

活用の促進に関する条例の一部を改正する条例でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 86 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、放課後児童支援員の資格要件の変更を行うものでございます。

次に、議案第 87 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 88 号 小城市健康スポーツセンター及び小城市フットボールセンターの指定管理者の指定についてでございますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間、アイル・FC 管理運営グループを指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

次に、議案第 89 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 4 年度（仮称）小城フットボールセンター整備事業（土木）工事において、当初契約金額の 9 億 1,773 万円を 9 億 3,275 万 2,700 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 91 号 令和 5 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,547 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 2,186 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、保険給付費を増額するものでございます。

また、歳入では、保険給付費に係る県支出金を増額するものでございます。

次に、議案第 92 号 令和 5 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算からそれぞれ 115 万 4 千円を減額し、

補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,166 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、工事負担金を減額し、収益的支出は、工事請負費を減額し、減価償却費を増額するものでございます。

また、収支の調整のため予備費を減額するものでございます。

次に、議案第 93 号 令和 5 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 6,096 万円を減額し、補正後の予算の総額を 13 億 3,622 万 6 千円とし、収益的支出の既定の予算に 117 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 13 億 2,013 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、医業収益を減額し、医業外収益として佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金のうち、令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月までの分として決定された補助金を増額するものでございます。

収益的支出は、人事院勧告等による人件費の補正のほか認定看護師資格取得のための経費を計上するものでございます。

次に、議案第 94 号 令和 5 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入の既

定の予算に 353 万 6 千円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 7,529 万 9 千円とし、収益的支出の既定の予算に 3,983 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 304 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、消費税の再計算や牛津川遊水地事業に伴う市営浄化槽の損失補償金を増額し、収益的支出は、固定資産登録の修正に伴い減価償却費を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 41 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 7 億 5,192 万 7 千円とし、資本的支出の既定の予算から 554 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 1,734 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は、市営浄化槽事業において国庫補助金を増額、企業債と他会計補助金を減額し、資本的支出は、牛津川遊水地事業に伴う移転者の市営浄化槽設置について、本年分が予定より少なく見込まれるため減額するものでございます。

次に、議案第 95 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算(第 6 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 5 億 108 万 4 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 234 億 4,800 万円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「住民基本台帳事務」から「林業施設災害復旧事業」までの 5 事業を追加するものでございます。

第 3 表 債務負担行為補正でございますが、「三日月保健福祉センター指定管理料（燃料費高騰分）」及び「牛津川遊水地事業集団移転先造成工事費」を追加し、「小城保健福祉センター指定管理料」及び「芦刈保健福祉センター指定管理料」の限度額を変更するものでございます。

第 4 表 地方債補正でございますが、「児童センター事業」及び「農地及び農業用施設災害復旧事業」を追加し、「庁用車管理事業」から「林業施設災害復旧事業」までの 7 事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」、「子どもの医療費助成事業」及び「生活保護費支給事務」は、給付費や医療費等の増加に伴う扶助費を追加するものでございます。

第 8 款 土木費でございますが、「牛津川遊水地事業」

は、集団移転地の土地購入費を計上するものでございます。

第 11 款 災害復旧費でございますが、「農地及び農業用施設災害復旧事業」及び「林業施設災害復旧事業」は、令和 5 年 7 月の豪雨で被災した農地及び農林業施設の復旧工事費を計上するものでございます。

その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策といたしまして、「小城保健福祉センター管理運営事業」の他 4 事業について、指定管理者が管理している各施設の物価高騰に対する支援金を計上するものでございます。

また、物価高騰の影響を受けながらも、地域の安心・安全のために医療・介護・保育等の運営を継続されている事業者に対しまして、物価高騰の影響が長期化しておりますので、一律 5 万円の支援を行うための報償費を 6 月補正に引き続き計上するものでございます。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを増額し、市税、財産収入、寄附金などを計上し、財政調整基金繰入金により財源調整をするものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。